

2019年2月18日
東北電力株式会社

女川および東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可について

当社は、女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町および石巻市）および東通原子力発電所（青森県下北郡東通村）における、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請（女川・東通）を、2018年8月2日、原子力規制委員会へ行いました。
(2018年8月2日お知らせ済み)

また、12月17日には、同変更認可申請の補正申請（女川）を、原子力規制委員会へ行いました。
(2018年12月18日お知らせ済み)

2019年2月15日、女川および東通原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更について、原子力規制委員会より認可をいただきましたのでお知らせいたします。

今回の変更認可申請において反映した主な内容は以下のとおりです。

1. 高経年化技術評価※に係る記載の適正化（女川・東通）

原子力規制庁からの指示等を踏まえ、「原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針」に係る記載を適正化する。

具体的には、営業運転開始から30年が経過しており、既に高経年化技術評価を実施済である女川原子力発電所1号機と、営業運転開始から30年が経過しておらず、高経年化技術評価を未実施である女川原子力発電所2、3号機について、記載の差別化をしたもの。また、東通原子力発電所1号機についても、高経年化技術評価が未実施であることを踏まえ、記載を適正化したもの。

※ 営業運転開始後30年が経過する前（その後10年ごと）に実施する必要がある評価。具体的には、発電所の安全を確保する上で重要な機器および構造物等に発生しているか、または発生する可能性のある全ての経年劣化事象の中から、高経年化対策を実施すべきと考えられる経年劣化事象を抽出し、これに対する機器・構造物の健全性について評価を行うこと。また、現状の保守管理が有効かどうかを確認し、必要に応じ、追加すべき保全策を策定すること。

以 上